

古賀市創業者応援金 Q & A

Q 1. 市外から店舗を移転して古賀市で設置する予定だが対象になるか。

A 1. 事業を営んでいない個人が、市内で創業する場合が対象となるため、既に事業を営んでいる場合はこの応援金の対象外となります。

Q 2. 令和2年4月に営業を開始し、売上が初めて計上されたのは4月だが、創業資金にかかる融資や補助金の関係で、開業届の開業日は令和2年3月となっている。開業届上では、令和2年4月以降の開業とはなっていない。この場合の開業日の確認資料としてはどのようなものが考えられるか。

A 2. 原則として、開業届や履歴事項全部証明書で開業日が令和2年4月1日から令和3年2月26日となっている必要があります。しかし、創業資金にかかる融資の申込等の関係により、開業届等の日付が令和2年3月31日以前になっている場合は、開業届等に加え、営業許可証や店舗のオープン日が分かるもの（オープン時に作成し、配布したチラシなど）など、開業した日がはっきりと確認できる書類の添付が必要です。ただしこの場合、令和2年3月以前に事業に係る売上の計上がない必要があります。

Q 3. 事業所の所在地が確認できる書類としてどのようなものが考えられるか。

A 3. 営業許可証、賃貸借契約書、店舗のオープン時に作成したチラシ、店舗のHP画面のコピー、事業所あての公共料金支払い領収書等が考えられます。

Q 4. 令和3年2月26日までに開業届が税務署に提出できない。申請できないのか。

A 4. 申請にあたっては、開業を確認できるものとして、個人事業者であれば開業届、法人であれば履歴事項全部証明書の写し等で開業が確認できる資料の提出が必ず必要になります。手続きに日数がかかりますので、余裕を持って取り組んでください。

Q 5. 特定創業支援等事業とは何か。

A 5. 古賀市商工会で「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」に関する相談助言を継続して1か月以上にわたり4回以上受ける事業のことを言います。

Q 6. 特定創業支援等事業をすべて終了しないと応援金の申請はできないのか。

A 6. 特定創業支援等事業の実施スケジュールを市商工会と打ち合わせの上、市商工会から特定創業支援等事業を受けることの確認書の発行を受けることで、特定創業支援等事業をすべて終了してなくても応援金の申請は可能です。ただし、この場合でも、市商工会のアドバイスのもと、新規事業計画書の作成が済んでいる必要があります。

Q 7. 応援金の申請ができること以外に、特定創業支援等事業を受けることのメリットはあるか。

A 7. 特定創業支援等事業をすべて終了すると、市に「特定創業支援等事業の証明に関する申請書」の申請を行うことができます。この証明の発行を受けることにより、創業関連保証の特例や日本政策金融公庫の創業関係の融資制度を利用することが可能となり、また、法人設立の際の登録免許税の軽減措置を受けることができますようになります。